

給水装置工事の完了に係る手順書

検査予約受付業務

(1) 分水立会予約の受付（電話又は窓口）

業者名、所有者名、地区名を確認し、承認願と予約簿を持ってくる。

①希望日時を聞き取り予約簿で確認する。

②住所、氏名、業者名、竣工・分水の別を確認する。

③分水立合の場合は、予約簿に記入し、承認願を「分水立会予約引出」に入れる。ただし、解体等、分水止めで工事が完了する場合は、分水立会が事実上の竣工検査となるので、竣工検査と同じ手順で処理することとなる。

④竣工検査の場合は、(2) 以下のとおり。

※道路占用許可申請が出ている案件については、占用許可が下りてから予約を受け付ける。許可は、申請受付から概ね3週間後になる。申請が出ている案件の承認願は「給水装置道路占用申請中引出」に入れてある。承認願収納キャビネットに該当の承認願がない場合は、上記引出を確認する。

(2) 竣工検査の受付（電話又は窓口）

①承認願（キャビネット収納、業者50音順）を取出し、図面とともに両面コピーをとる。

②予約簿に承認願のNo、所有者名、工事業者名を記入する。

③承認書と承認願のコピーを「検査予約引出」に入れる。

(3) 受付後の処理（窓口 ※（1）及び（2）の受付が電話の場合は後日来庁してもらうことになる。）

①業者に承認願原本を渡し、予約簿に「日付・受領サイン」を記入してもらう。

※材料に「サドル付分水栓」等分水工事があることがわかるものがあれば分水立会がある。承認願表左最下段の「分水工事」欄に日付が記入されていれば竣工検査。記入されていなければ分水立会となる。

②給水装置工事検査手数料の調定を起票し、検査件数1件につき、2,000円を納入してもらう。

○漏水当番受入業者から分水工事の連絡が入ったときの対応

φ25以下の場合は、指定工事事業者（漏水当番受入業者）なら立会なし（写真管理は必要）で工事ができる。

ただし、分水工事を行う日時、場所の連絡はもらうこととしている。

→水が濁った等の苦情があったとき、どこでどういう工事をしているかを把握している必要があるため。連絡があったときは、予約簿右下ページに日時、工事業者、申請者名を記載する（土日祝日は不可）。

道路使用許可書（写し）、道路占用許可書の提出がまだのときは、ファックスで送ってくるので、承認願左下確認欄道路使用に許可日、No.を記入し、承認願に挟んでおく。